

中国残留邦人等に対する帰国受入援護事業

中国残留邦人等に対する帰国受入援護事業フローチャート

永住帰国

永住帰国旅費等の支給

永住帰国後に中国に残された
養父母等に対して扶養費を支給

定着促進センター入所（6ヶ月）
日本語教育、基本的な生活指導

身元引受人のあっせん
（身元保証人がいない場合）

定着先へ

自立支度金の支給
（定着地における生活用品購入資金として）

一時帰国

一時帰国旅費や
日本国内滞在費等の支給

中国残留邦人等に対する帰国受入援護事業では永住帰国援護と一時帰国援護を実施

永住帰国援護の概要等

○ 永住帰国援護の概要

日本へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して永住帰国旅費や自立支度金を支給する。
また、永住帰国直後の世帯に対しては中国帰国者定着促進センター（以下「定着促進センター」という）において、6ヶ月間にわたり基礎的な日本語教育や日本の生活習慣等の研修を実施する。

○ 永住帰国援護の沿革

昭和47年の日中国交正常化を契機として開始された。

○ 永住帰国援護の趣旨

- ・ 中国残留邦人等は帰国に要する費用や帰国後の生活用品を購入する資金を持ち合わせていないことが多いため、旅費の支給や生活用品を購入するための自立支度金の支給を行っている。
- ・ 中国残留邦人等が日本で自立し、地域で家族と生活を営んでいくためには、日本語教育や生活習慣の指導等が必要であるため、帰国直後の中国残留邦人等に対し、定着促進センターにおける日本語教育及び基本的な生活指導の支援を実施している。
- ・ 定着促進センター退所後には、希望する地域に定着することとなるが、中国残留邦人等は身元保証人がいない場合が多いため、身元引受人をあっせんすることで日本への永住帰国を可能としている。
- ・ 永住帰国した中国残留邦人は一般的に収入が少なく、中国に残された養父母の生活費を仕送りすることが困難なため、養父母の将来の生活費を扶養費として支給することにより、安心して永住帰国することができる。

永住帰国援護の効果・課題・今後の方針

○ 永住帰国援護の効果

永住帰国者数（平成27年3月31日時点）	6,529人（家族等を含めた総数	20,870人）
うち中国残留邦人	6,423人（家族等を含めた総数	20,599人）
うち樺太等残留邦人	106人（家族等を含めた総数	271人）

上記は自費帰国者を除いた当該事業の対象者として国費帰国した者の数である。

身元引受人のあっせん数（平成27年3月31日時点）
2,650世帯（中国2,568世帯、樺太等82世帯）

養父母等に対する扶養費の支払（平成27年3月31日時点）
3,097名分 約8億7,196万円

○ 永住帰国援護の課題

戦後70年が経過し、永住帰国者数が最近は急減してきており、事業の効率化を図る必要がある。

○ 永住帰国援護の今後の方針について

- ・ 永住帰国者数の減少に応じた事業規模の見直しを検討。
- ・ 定着促進センターの在り方の見直しを検討。（次頁参照）

支援・交流センターの概要

- 定着促進センターにおいて6ヶ月間の研修を終えて地域に定着した中国残留邦人等やその家族を支援するため、通所型の帰国者支援の拠点施設として、平成13年に支援・交流センターを設置(帰国後の経過期間に関わらず利用可能)。
- 同センターは永住帰国した中国残留邦人等は、長期にわたって帰国がかなわず、中高年になってから帰国したため、地域社会において言葉、生活習慣等の相違から、生活していく上で様々な困難に遭遇している現状があることから、同センターでは、中国残留邦人等永住帰国者及びその家族を対象に、日本語学習支援事業や相談事業を実施するとともに、交流事業、普及啓発事業、情報提供事業、地域生活支援推進事業等を行っているほか、各自治体を実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援を行っている。

所在地	東京都台東区東上野1-2-13 カーニブレイス新御徒町6階 TEL 03-5807-3171 FAX 03-5807-3174
開所年月日	平成13年11月1日
委託先	公益財団法人 中国残留孤児援護基金

主な事業

1 日本語学習支援事業

帰国者の多様化に鑑み、進度別、目的別等、ニーズに合わせた日本語学習支援を実施。特に、稼働年齢の子、孫に対しては、就労に結びつく日本語修得支援を通所課程で実施。また、中国帰国者定着促進センターが実施する遠隔学習課程の補完授業として、スクーリングを実施。【平成25年度の利用者数 1,338人】

2 生活相談事業

相談員を配置し、通所生の相談に応じるほか、24時間受付の電話やEメールで相談に対応しているほか、専門分野に関する照会については、それぞれに対応する専門機関、行政機関の紹介を行っている。また、生活支援と連動した職業相談を行うとともに、公共職業安定所と連携した職業紹介を行っている。【平成25年度の相談件数 1,194件】

3 交流事業

言葉や文化・習慣の違いから孤立しがちな中国残留邦人等に交流の場を提供する。
【平成25年度の参加延人数 6,620人】

4 普及啓発事業

中国残留邦人問題の背景や経過等についての資料を収集するとともに、帰国者の状況等についての啓発用パネル等を作成し、各自治体等が行う啓発事業への資料の貸し出しを行う。【平成25年度実績 68件】

5 情報提供事業

ホームページの運営や情報誌の発行を行い、センターの取り組みを広報することや、中国帰国者や自治体等にとって有益な情報を提供する。【平成25年度提供実績 約6,500世帯】

6 地域生活支援推進事業

地域で活動するNPO等との連携を推進し、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう活動を援助する。【平成25年度イベント等開催実績 29回】

永住帰国者の年度別帰国状況

平成27年3月31日現在

区分 年度	中国帰国者						樺太等帰国者						総計	
			うち残留孤児		うち残留婦人等				うち樺太		うち旧ソ連本土			
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平 7	399	1,229	91	259	308	970	0	0	0	0	0	0	399	1,229
平 8	349	1,136	110	325	239	811	6	15	4	13	2	2	355	1,151
平 9	240	914	108	407	132	507	3	5	3	5	0	0	243	919
平10	160	622	94	380	66	242	7	25	7	25	0	0	167	647
平11	108	440	65	266	43	174	11	43	9	34	2	9	119	483
平12	86	322	53	216	33	106	8	23	6	16	2	7	94	345
平13	68	272	38	164	30	108	3	14	2	9	1	5	71	286
平14	37	141	22	90	15	51	3	12	3	12	0	0	40	153
平15	37	99	14	54	23	45	7	19	6	16	1	3	44	118
平16	37	105	15	64	22	41	8	12	5	6	3	6	45	117
平17	29	100	13	63	16	37	5	12	2	7	3	5	34	112
平18	27	91	10	44	17	47	3	9	3	9	0	0	30	100
	(34)	(34)	(1)	(1)	(33)	(33)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(34)	(34)
平19	54	123	11	51	43	72	2	2	2	2	0	0	56	125
	(165)	(165)	(0)	(0)	(165)	(165)	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(166)	(166)
平20	191	266	11	51	180	215	3	7	3	7	0	0	194	273
	(43)	(43)	(0)	(0)	(43)	(43)	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(44)	(44)
平21	58	104	9	37	49	67	8	22	7	18	1	4	66	126
	(11)	(11)	(0)	(0)	(11)	(11)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(11)	(11)
平22	21	41	7	19	14	22	8	14	7	13	1	1	29	55
	(15)	(15)	(0)	(0)	(15)	(15)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(15)	(15)
平23	18	24	0	0	18	24	7	19	4	11	3	8	25	43
	(13)	(13)	(0)	(0)	(13)	(13)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(13)	(13)
平24	14	15	0	0	14	15	4	10	3	8	1	2	18	25
	(3)	(3)	(0)	(0)	(3)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(3)
平25	7	13	4	10	3	3	0	0	0	0	0	0	7	13
	(5)	(5)	(0)	(0)	(5)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(5)
平26	6	9	0	0	6	9	0	0	0	0	0	0	6	9

注 平成19、20、21、22、23、24、25、26年度上段括弧内の数字は、同年度中に把握した自費帰国者数(自費帰国者の帰国年度は掲載年度前)を再掲したものである。

一時帰国援護の概要等

○ 一時帰国援護の概要

永住帰国を望まない方が墓参や親族訪問等を希望する場合は一時帰国旅費を支給する。

○ 一時帰国援護の沿革

昭和47年の日中国交正常化を契機として開始された。

○ 一時帰国援護の趣旨

永住帰国を希望しない者にとっては、里帰りの実施により、親族訪問や墓参を行うことができるため、一時帰国の支援（往復の旅費及び日本国内の滞在費を支給するとともに本人が介護を必要とする場合は介護人1人を同行することができる）を行っている。

一時帰国援護の効果・課題・今後の方針

○ 一時帰国援護の効果（平成27年3月末時点）

一時帰国者数	8,097人	（家族等を含めた総数	13,046人）
うち中国残留邦人	5,939人	（家族等を含めた総数	9,955人）
うち樺太等残留邦人	2,158人	（家族等を含めた総数	3,091人）

○ 一時帰国援護の課題

戦後70年が経過し、一時帰国者数が急減してきており、事業の効率化を図る必要がある。

○ 一時帰国援護の今後の方針について

一時帰国数の減少に応じた事業規模の見直しを行っていく。

一時帰国者の年度別帰国状況

平成27年3月31日現在

区分 年度	中国帰国者						樺太等帰国者						総計	
			うち残留孤児		うち残留婦人等				うち樺太		うち旧ソ連本土			
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平7	128	220	54	96	74	124	169	195	159	183	10	12	297	415
平8	132	252	72	141	60	111	146	182	132	159	14	23	278	434
平9	119	207	67	118	52	89	115	158	106	144	9	14	234	365
平10	84	147	59	99	25	48	103	151	91	131	12	20	187	298
平11	66	119	36	63	30	56	108	153	98	135	10	18	174	272
平12	61	77	39	45	22	32	107	160	93	136	14	24	168	237
平13	67	84	46	51	21	33	98	156	78	122	20	34	165	240
平14	70	101	38	50	32	51	111	159	101	141	10	18	181	260
平15	48	80	26	43	22	37	93	136	73	105	20	31	141	216
平16	65	118	39	71	26	47	86	134	78	120	8	14	151	252
平17	52	98	32	61	20	37	88	130	75	107	13	23	140	228
平18	61	117	34	66	27	51	84	136	73	115	11	21	145	253
平19	66	126	31	60	35	66	85	130	64	91	21	39	151	256
平20	61	120	36	70	25	50	75	119	62	96	13	23	136	239
平21	43	84	29	57	14	27	69	112	58	92	11	20	112	196
平22	38	73	26	50	12	23	67	111	59	96	8	15	105	184
平23	42	81	24	46	18	35	59	100	54	90	5	10	101	181
平24	33	65	18	35	15	30	63	111	55	95	8	16	96	176
平25	34	66	20	39	14	27	44	82	37	68	7	14	78	148
平26	31	59	19	36	12	23	43	85	34	67	9	18	74	144

参考資料

中国残留邦人等に対する支援策(○の部分が入国受入援護事業)

研修施設での支援

※国が委託する施設での支援

帰国

中国帰国者定着促進センター(埼玉)

- ◎帰国後 6か月
 - ◎入所施設
 - ◎集団指導で
 - ・日本語教育
 - ・生活指導
 - ・就職相談等
- ※定着後の通信教育も実施

地域に定着

中国帰国者支援・交流センター

- ◎永続的に利用可能
- ◎通所施設
- ◎事業内容
 - ・就労に結びつくような日本語習得支援
 - ・生活相談や帰国者同士などの交流支援
 - ・地域定着後の集中的な日本語学習等を行う自立研修事業(北海道、首都圏)等

生活支援

※自治体が支援給付及び配偶者支援金の支給事務を実施

満額の老齢基礎年金等の支給

- ・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても納付を認める。
- ・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を給。

支援給付及び配偶者支援金の支給

<支援給付>

- ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外
- ・厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
- ・配偶者支援金は、収入認定除外
- ・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
- ・中国語等のできる支援・相談員の配置

<配偶者支援金>

- ・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(「特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者)に対して支給

地域での支援

※自治体が地域の実情に応じて実施

地域での多様なネットワークを活用し、地域で安定して生活できる環境を構築する。

◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業

- ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
- ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助等

◎身近な地域での日本語教育支援

- ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
- ・民間日本語学校利用時の受講料補助 等

◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助

◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施

永住帰国援護の概要

永住帰国旅費の支給対象者(支援法第6条、支援法施行規則第10条)

永住帰国する中国残留邦人等のほか、次のいずれかに当てはまる者で、中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために中国残留邦人等に同行して入国する場合に限り、旅費の支給対象としている。

ア 配偶者

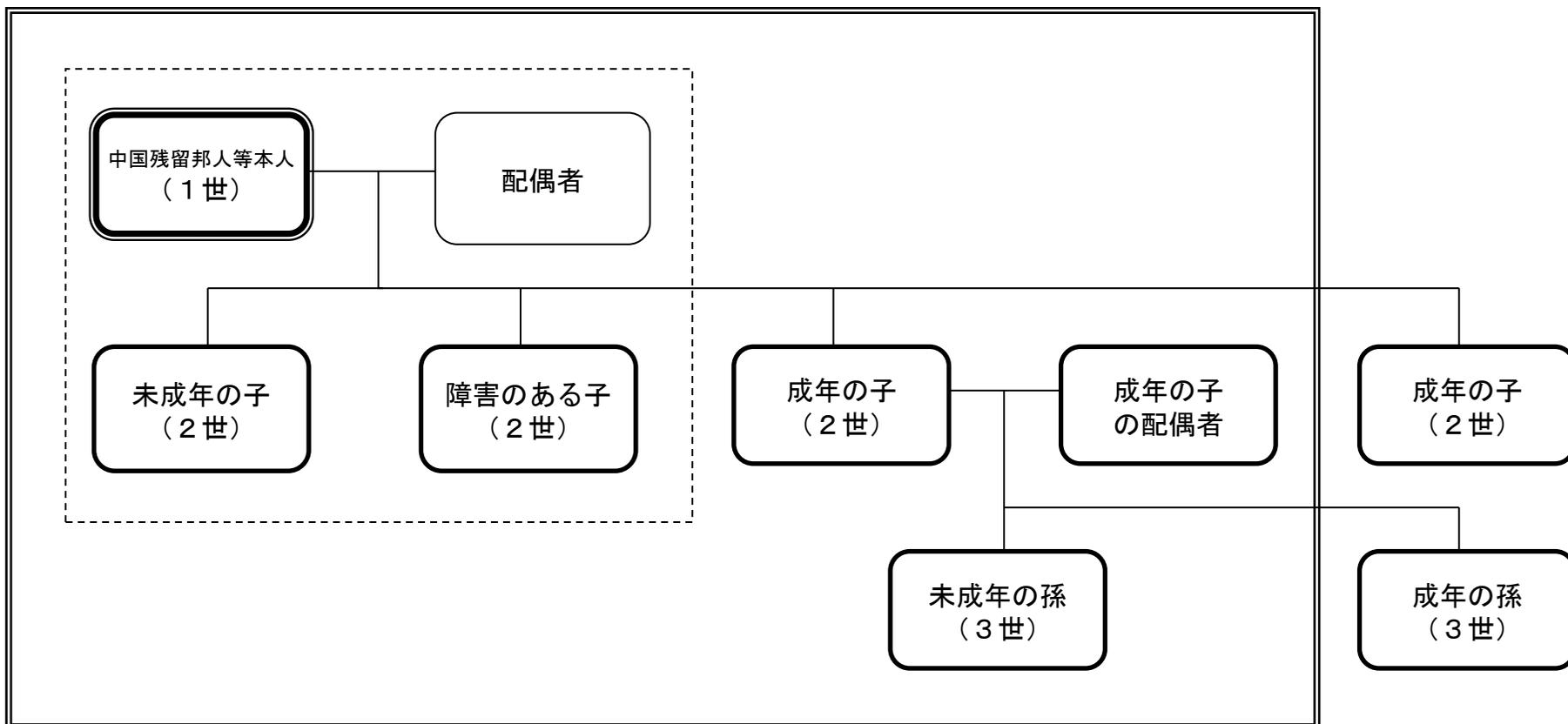
イ 20歳未満の実子（配偶者のないものに限る。）

ウ 身体等に障害のある実子（配偶者のないものに限る。）で扶養を受けているもの

エ 中国残留邦人等が55歳以上、または身体等に障害がある場合で、自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため生活を共にする者として、中国残留邦人等から申出のあった成年の子1世帯

オ その他上記に準ずると認められる者（養父母等）

中国残留邦人等が永住帰国をする際に旅費を支給できる者の範囲

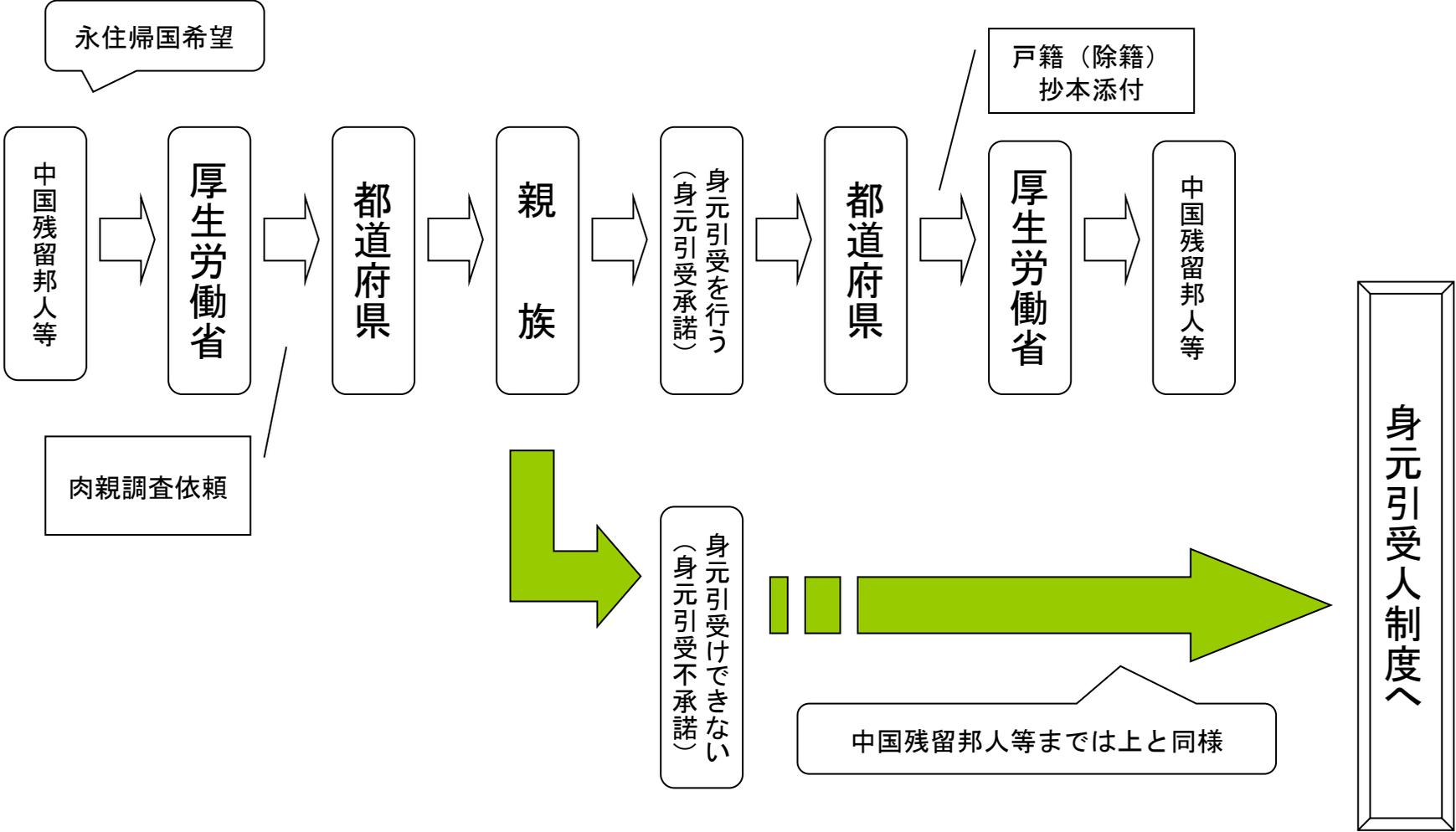


○ 点線が通常の旅費を支給できる範囲

○ 二重線は、残留邦人本人が以下の事由に該当する場合に旅費を支給できる範囲

- ・ 55歳以上の場合
- ・ 身体等に障害を有する場合

身元引受について



(1) 一時帰国旅費の支給対象者（支援法第18条、支援法施行規則第21条、22条）
中国残留邦人等本人が一時帰国をするに当たっては、

ア 18歳未満の子（配偶者がいないものに限る。）

イ 本人が介護を必要とする場合は介護人1人を同行することができる。



(2) 援護の内容（中国は昭和48年から開始、樺太は昭和63年から）

ア 中国等の居住地から日本の滞在地までの往復旅費（支援法第18条、支援法施行規則第23条）

イ 日本での滞在費（平成7年3月31日社援発第215号厚生省社会・援護局長通知）

ウ 帰郷雑費

居住地から滞在地
までの往復旅費^{※2}

日本での滞在費^{※3}

帰郷雑費^{※4}

※2 「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じて、航空賃、鉄道賃、宿泊料等を支給

※3 一時帰国者（親族及び介護人を含む）の本邦滞在中の費用として、1人139,100円（18歳未満は半額）を支給（27年度）

※4 未帰還者留守家族等援護法による帰郷旅費に準じて、上陸地および帰郷地に応じ、1,000円～3,000円を支給

○ 定着促進センターの概要

帰国直後の中国残留邦人等と同伴世帯に対して、早期に日本社会に溶け込み安定した生活を営むことが出来るようにするために、6か月間（平成16年度までは4か月間）にわたり基礎的な日本語教育や基本的な生活指導を行う、「中国帰国孤児定着促進センター」（平成6年に「中国帰国者定着促進センター」と名称改称）を昭和59年に埼玉県所沢市に開設した。

その後、全国8カ所にセンターと2カ所の所沢センター分室を設置し、受入体制の充実整備と帰国の促進を図ってきたが、帰国者の減少に伴い平成3年度以降順次閉所し、現在は所沢センター1カ所で、引き続き受入れを行っている。

○概 要

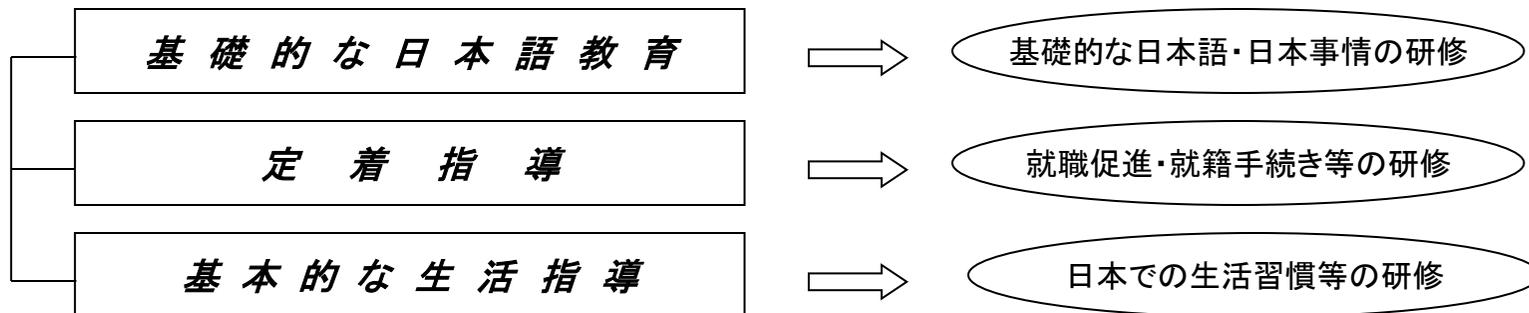
所 在 地 埼玉県所沢市並木6丁目4番2号
 TEL 04-2995-5317
 FAX 04-2995-5319

開所年月日 昭和59年2月1日

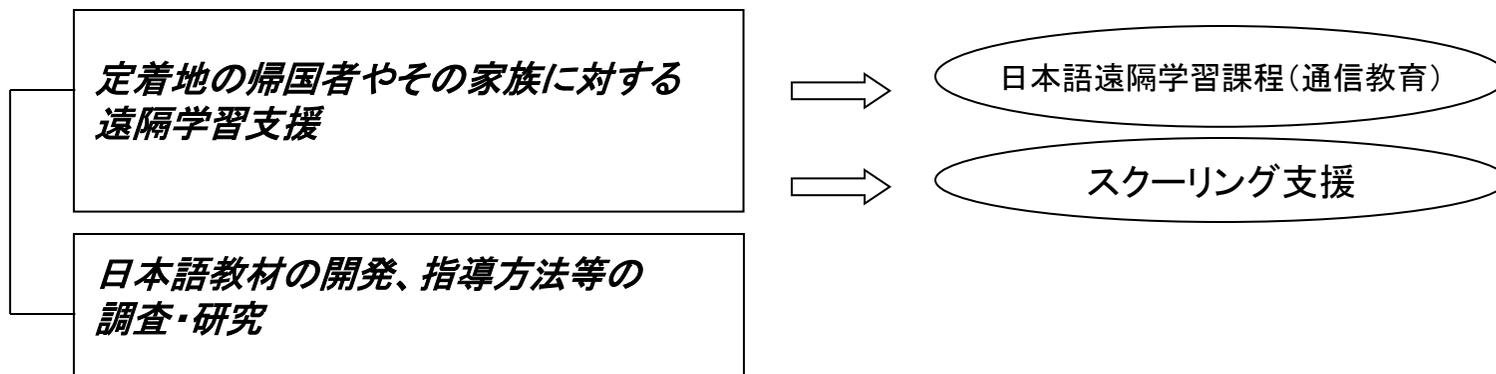
委 託 先 公益財団法人 中国残留孤児援護基金

主な事業

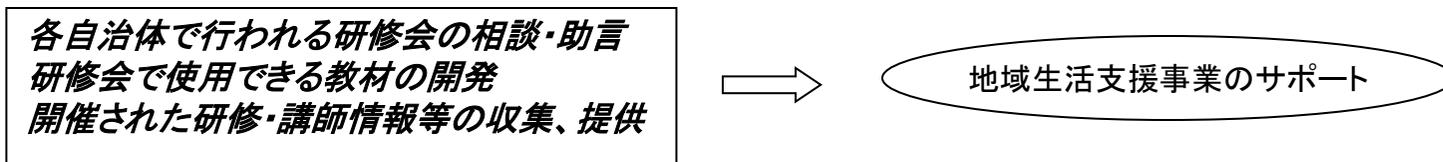
入所者に対する研修等



遠隔学習支援等



介護情報提供事業



○ 身元引受人事業の概要

1 身元引受人制度の創設と経緯

ア 身元引受人制度

- 昭和58年：「中国残留日本人孤児問題懇談会」（厚生大臣の私的諮問機関）が「身元 未判明孤児」の受入れを、肉親に代わって相談相手となり、助言・指導を行う「身元引受人制度」の創設を提案。
- 昭和59年：「中国残留日本人孤児問題の解決」に関し、日中両国政府間で口上書を交換、「日本への帰国を希望する孤児は、在日親族の有無にかかわらず受け入れること」を確認。

■昭和60年～

大部分の孤児は中国籍であるため、日本へ帰国するには外国人の入国と同様に「入管法」上、身元保証人が必要となり、身元未判明孤児の場合は、在日親族がいないため、知人やボランティアを身元保証人として依頼しなければならず、事実上帰国が困難。

厚生省・法務省による協議

「身元保証」の代替として身元未判明孤児・同伴家族には援護局長の発給する「定着促進センターへの入所通知（永住帰国旅費支給決定通知書）」をもって入国査証を与え、帰国後は定着促進センター入所を義務付け、入所中に身元引受人をあっせんすることにした。

○ 養父母等扶養費支払援助の概要

- ・ 孤児が日本に永住帰国後、中国に残された養父母等に対する扶養費の支払い等は、日中間で協議を重ねた結果、昭和59年3月と昭和61年5月の2回にわたり日中両国政府間で口上書が交換され、これまでに3,097名分、約8億7,196万円を中国紅十字会総会に送金している。
- ・ 扶養費の額は、帰国孤児1人当たり10,800元を一括して支払っている。
(月額60元×支払期間15年分)
- ・ 扶養費支払いの対象者は、日本に永住帰国した孤児（孤児と同様の状況にあったことを日中両国が確認した者を含む。）の中国に残された養父母等となっている。
- ・ なお、日中国交正常化前に帰国した者の養父母等は、支払い対象とならない。

○ 自立支度金支給の概要

自立支度金は、中国残留邦人等が本邦帰国後、各定着地にて自立して生活する上で必要な生活用品(電化製品、家具、衣類等)の購入資金として、当該残留邦人等の生活基盤を確立するために支給する経費(支援法第7条、支援法施行規則第11条、第12条)

自立支度金(平成27年度)

大人(18歳以上)	160,500円
小人(18歳未満)	80,250円

少人数世帯加算制度
(大人1.0人、小人0.5人で換算)

	加算額
1) 1.0人から2.0人	159,600円
2) 2.5人から3.5人	79,800円

(例) 大人3人、小人1人世帯の場合 641,550円

中国残留邦人の帰国援護制度の沿革

中 国

○戦前

- ・ 中国東北地区（旧満州地区）に開拓団を始めとした多くの邦人が在住

○昭和20年 8月 9日

- ・ ソ連軍の対日参戦により、やむなく中国に残ることとなった中国残留邦人の発生

○昭和21年 5月

- ・ 集団引揚開始（昭和23年 8月に中断）

○昭和28年 3月

- ・ 集団引揚再開（昭和33年 7月まで継続。以降は個別引揚げ）

○昭和47年 9月29日

- ・ 日中国交正常化

○昭和48年10月～

- ・ 一時帰国援護

中国の居住地から日本の滞在先までの往復の旅費を国庫負担により支給。

- ・ 永住帰国援護

中国の居住地から日本の定着地までの帰国旅費及び滞在費を支給。

樺太残留邦人への帰国援護制度の沿革

樺 太

○戦前

- ・ 樺太地域に約 3 8 万人（千島を含む）の邦人が在住。

○昭和20年 8 月 23 日

- ・ ソ連軍によって緊急疎開が中断。

○昭和31年12月12日

- ・ 日ソ国交正常化

○昭和32年 8 月

- ・ 集団引揚げ再開（後期集団引揚げ、昭和34年 9 月まで継続。以降、個別引揚げ。）

○昭和63年12月

- ・ 一時帰国援護
樺太の居住地から日本の滞在先までの往復の旅費を国庫負担により支給。
- ・ 永住帰国援護
樺太の居住地から日本の定着地までの帰国旅費及び滞在費を支給。

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の概要

1 目的（第1条）

今次の大戦に起因する混乱等により生じた、中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、
①円滑な帰国促進及び、②帰国後の自立支援を行うこと

2 対象者（第2条）

(1) 中国残留邦人等

- ① 中国の地域において昭和20年9月2日以前から引き続き居住しており、日本国民として本邦に本籍を有していた者
- ② ①の者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者
- ③ ①又は②と同様の事情にあるものとして省令で定める者
- ④ 中国以外の地域（樺太等）において①～③の事情にある者

(2) 特定中国残留邦人等（第13条第2項）

中国残留邦人等のうち昭和36年4月以降に初めて永住帰国した者

(3) 特定配偶者

特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者

3 国等の責務

- (1) 円滑な帰国の促進（国）（第3条）
- (2) 早期の自立の促進（国及び地方公共団体）（第4条）
- (3) 有機的連携による施策の策定、実施（国及び地方公共団体）（第5条）

4 支援施策（第6条～）

	項目	具体的施策
第6条	永住帰国旅費の支給等	・永住帰国のための旅行に要する費用の支給 ・入国手続の円滑化
第7条	自立支度金の支給	・帰国後の生活基盤の確立に資するために必要な資金の支給
第8条	生活相談等	・中国帰国者定着促進センターへの入所 ・中国帰国者自立研修センターでの研修等 ・中国帰国者支援・交流センターでの支援等
第9条	住宅の供給の促進	・公営住宅への優先入居の措置等
第10条	雇用の機会の確保	・就職のあっせん等
第11条	教育の機会の確保	・中国帰国者等の子女の学校への受入等
第12条	就籍手続等に係る便宜供与	・説明会の開催 ・身元確認関係資料の提供
第13条(※)	国民年金の特例	・満額の老齢基礎年金等の支給 ・本人が納付済みの年金保険料相当額を、本人の手元に残る額として支給
第14条(※)	支援給付の実施	・老齢基礎年金を補完する支援給付 (その者の属する世帯の収入が一定の基準を満たさない場合に行う)
第15条	配偶者支援金の支給	・中国残留邦人等の死亡後に残された特定配偶者に対し、支援給付に加え、配偶者支援金を支給
第16条(※)	譲渡等の禁止等	・一時金及び支援給付、配偶者支援金を受ける権利の、譲渡・差し押さえ等はいできない ・一時金及び支援給付、配偶者支援金は、課税対象外である
第17条	情報の提供	・日本年金機構は、厚生労働大臣に対し、一時金の支給及び保険料の納付に関して必要な情報の提供を行う
第18条	一時帰国旅費の支給等	・一時帰国のための旅行に要する費用の支給 ・入国手続の円滑化
第19条	事務の区分	・生活保護法の規定の例による支援給付にかかるとされた事務は、第1号法定受託事務とする

(※) 特定中国残留邦人等に限る。